

FP3級  
2021 年 9 月  
学科  
過去問解説

表紙サンプル(学科)

●●●●年●月 実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

## 3級 学科試験

試験実施日 ● 年 ● 月 ● 日 (日)  
試験時間 10:00 ~ 12:00 (120分)

### ★ 注 意 事 項 ★

- ① 問題用紙は、試験監督者の指示があるまで開けないでください。
- ② 試験問題は、問題用紙と解答用紙からなっています。解答はすべて解答用紙に記入してください。
- ③ 解答用紙には、あらかじめ受検番号、カナ氏名が印字されていますので、ご自身のものかを確認してから漢字氏名を記入してください。
- ④ 解答用紙に印字されている氏名が申請したものと異なる場合は、後日、日本FP協会へ氏名修正の連絡をしてください（ただし、事前に日本FP協会へ修正のご連絡をいただいている場合を除きます）。
- ⑤ 問題数は60問、解答は正誤式30問、三肢択一式30問です。
- ⑥ 試験問題については、特に指示のない限り、● 年●月●日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ⑦ 試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。
- ⑧ 問題用紙・解答用紙に印刷不明瞭や乱丁・落丁があった場合には、お申し出ください。
- ⑨ 解答用紙は試験終了後、回収しますので持ち帰らないでください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ⑩ 計算機（電卓）は演算機能のみを有するものだけ使用できます。関数機能やプログラムの入力可能なものは使用できません。
- ⑪ 携帯電話やスマートフォンなどの通信機能を有する機器は電源を切ってカバン等へしまってください（マナーモードも不可）。
- ⑫ 机の上には受検票、本人確認書類、筆記用具（HBの鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）、計算機（電卓）以外のものは置かないでください。
- ⑬ 不正行為防止のため、試験監督者が持ち物の提示を求める場合があります。
- ⑭ 試験問題の音読は慎んでください。
- ⑮ 試験開始60分経過後は退室できます。ただし、試験時間終了前の10分間は退出できません。
- ⑯ 途中退室の際は忘れ物のないように荷物を持って、解答用紙を試験監督者に直接手渡ししてください。なお、退出後は廊下等での私語は慎んでください。

【第1問】 次の各文章((1)~(30))を読んで、正しいものまたは適切なものには1を、誤っているものまたは不適切なものには2を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(1) 公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者である。

【答え】

正解は②(×)

### ●公的介護保険の被保険者別一覧

|             | 第1号被保険者                                                                                                                                       | 第2号被保険者                                                              |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 対象者         | 65歳以上                                                                                                                                         | 40歳以上～65歳未満                                                          |
| 受給者         | 要介護・要支援者                                                                                                                                      | 特定疾病(16種)により、要介護・要支援になった人                                            |
| 利用者<br>自己負担 | 年金収入280万円未満<br>1割負担<br>年金収入280万円以上<br>2割負担<br>年金収入等340万円以上<br>3割負担※平成30年8月～<br>(支給限度額を超えた部分<br>は全額自己負担)<br>食費・住居費は全額自己<br>負担<br>ケアプラン作成費は負担なし | 原則1割負担<br>(支給限度額を超えた部分<br>は全額自己負担)<br>食費・住居費は全額自己負担<br>ケアプラン作成費は負担なし |

※介護保険料率については毎年度見直しを行うこととなっています。

公的介護保険の被保険者は65歳以上の第2号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者です。

(2) 正当な理由がなく自己の都合により離職した者に対する雇用保険の基本手当は、待期期間の満了後4カ月間は支給されない。

【答え】

正解は②(×)

【雇用保険の求職者給付 基本手当】

●基本手当の受給要件

離職前の2年間に、被保険者期間が通算 12 ヶ月以上  
(倒産・解雇等の場合、離職前1年間に、被保険者期間が通算6ヶ月以上)

●待機期間

会社都合退職の場合は、受給資格決定日から**7日間**。  
自己都合退職の場合は、**7日＋最長3ヶ月**の給付制限後に支給されます。

●期間

離職日の翌日から起算して、原則1年間。(受給期間中に病気、ケガ  
妊娠、出産、育児等で引き続き 30 日以上働くことができない場合は  
最長 3 年間まで延長できる 1 年＋3 年＝最長 4 年)

本問の場合は、「待期期間の満了後 4 カ月間は支給されない。」とありますが、自己都合退職の場合は、**7日＋最長3ヶ月**の給付制限後に支給されますので、不適切となります。

(3) 国民年金基金は、加入員自身で掛金を運用するため、その運用実績により将来受け取ることができる年金額が増減する。

【答え】

正解は②(×)

確定給付型の国民年金基金は、運用実績に関係なく受給額が決まっていますので、運用実績により将来受け取ることができる年金額が増減することはありません。

『備考』

確定拠出型の、個人型確定拠出年金(iDeCo)は、運用実績により将来受け取ることができる年金額が増減されます。

(4) 住宅ローンの総返済額は、借入額、金利、借入期間等の条件が同一であれば、通常、元金均等返済よりも元利均等返済のほうが多くなる。

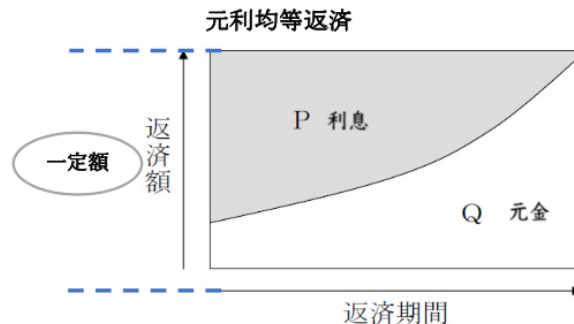
【答え】

正解は①(○)

住宅ローンの返済方法には2種類あります。

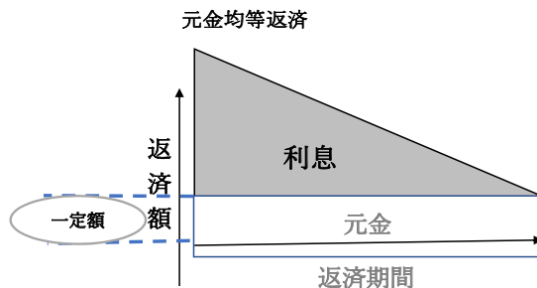
1. 元利均等返済

- ・返済金額全体が**毎回一定額** (元金+利息=一定)
- ・当初は利息の割合が大きい
- ・返済が進むにつれて元金部分の割合が大きくなる
- ・同条件で借りた場合、総返済額は**元金均等返済より多くなる**。



2. 元金均等返済

- ・返済額の**元金は毎回一定額**(利息は元金の残高により変動する。)
- ・返済当初は利息部分の割合が大きく返済額が多い
- ・返済が進むにつれて利息部分の割合が小さくなっていく。
- ・同条件で借りた場合、総返済額は**元利均等返済より小さくなる**。



本問の説明の通り、住宅ローンの総返済額は同条件で借りた場合、元金均等返済より、**元利均等返済の方が多くなります**。

(5) 日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)は、日本学生支援機構の奨学金制度と重複して利用することができない。

【答え】

正解は②(×)

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)と日本学生支援機構の奨学金は、併用可能です。

(6) 逦増定期保険は、保険期間の経過に伴い死亡保険金額が所定の割合で増加するが、保険料は保険期間を通じて一定である。

【答え】

正解は①(○)

逦増定期保険は、保険料は変わらず、保険金額が段階的に増加していきます。

「備考」

逦減定期保険は、保険料は変わらず、保険金額が段階的に減少していきます。

(7) 地震保険では、保険の対象である居住用建物または家財の損害の程度が「全損」「大半損」「小半損」「一部損」のいずれかに該当した場合に、保険金が支払われる。

【答え】

正解は①(○)

| 建物・家財 |        |
|-------|--------|
| 損害程度  | 保険金支払額 |
| 全損    | 100%   |
| 大半損   | 60%    |
| 小半損   | 30%    |
| 一部損   | 5%     |

地震保険では、保険の対象である居住用建物または家財が「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」となった場合に保険金が支払われます。

「備考」

2016年12月31日以前は「全損」「半損」「一部損」の3区分でしたが、2017年1月1日以後「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4区分となりました。

(8) 普通傷害保険(特約付帯なし)では、一般に、被保険者が細菌性食中毒により入院した場合は、保険金支払の対象となる。

【答え】

正解は②(×)

[各種傷害保険の補償内容の比較表]

| 傷害保険種類   | 細菌性食中毒とウイルス性食中毒 | 地震・噴火、それらによる津波による損害 |
|----------|-----------------|---------------------|
| 普通傷害保険   | 補償対象外(※)        | 補償対象外(※)            |
| 国内旅行傷害保険 | 補償対象            | 補償対象外               |
| 海外旅行傷害保険 | 補償対象            | 補償対象                |

※特約付加すれば、補償対象となる。

普通傷害保険は、国内外を問わず、日常生活での急激、偶然、外来の事故による損害が補償の対象となります。

業務中の傷害も補償対象となりますが、病気や細菌性食中毒は対象外です。

(9) 店舗の床に清掃時の水が残っていたため、顧客が転倒・負傷した場合に、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険として、施設所有(管理)者賠償責任保険がある。

【答え】

正解は①(○)

| 保険名             | 保障対象                                    | 対象例                                             |
|-----------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 施設所有(管理)者賠償責任保険 | 施設の不備による事故、施設内外での業務執行中に生じた事故を補償する企業向け保険 | ・建物の火災でお客様を死傷させた<br>・自転車で配達中に、運転を誤り子供に衝突し怪我をさせた |

施設所有(管理)者賠償責任保険は、自身が保有・管理する施設、建物の欠陥・不備で他人にケガを負わせてしまった場合や、他人の財物を破損してしまった場合に負うことになる損害賠償を補償する保険です。

よって、本問の説明は適切となります。

(10) リビング・ニーズ特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、所定の範囲内で死亡保険金の一部または全部を生前に受け取ることができる特約である。

【答え】

正解は①(○)

[リビング・ニーズ特約まとめ]

- ・余命6ヶ月以内と判断された時に請求できる
- ・上限3,000万円（死亡保険金の全部又は一部を受け取れる）
- ・特約の保険料は無料
- ・生前給付金は、非課税所得として扱われる

（3,000万円の生前給付を受け取り、生前に2,000万円使った場合は、2,000万円は非課税ですが、使わずに残った1,000万円は、他の相続財産と合わせて相続税の対象）

よって、本問の説明は適切となります。

(11) マネースtock統計は、一般法人、個人、地方公共団体などの通貨保有主体が保有する通貨量の残高を集計したものである。

【答え】

正解は①(○)

マネースtock統計は、金融部門から経済全体に供給されている通貨の総量のこと。

一般法人、個人、地方自治体などの通貨保有主体(中央政府や金融機関が保有する預金は対象外)が保有する通貨の残高を日本銀行が集計したものです。

日本銀行が毎月発表しています。

(12) 上場投資信託(ETF)は、証券取引所に上場され、上場株式と同様に指値注文や成行注文により売買することができる。

【答え】

正解は①(○)

ETFとは、上場投資信託のことで、日経平均や東証株価指数(TOPIX)、NYダウ等の値動きに連動するように運用されている、東京証券取引所などの金融商品取引所に上場している投資信託のこと。

[ETFと投資信託の主な違い]

- いつでも売買できる。

ETFは株式と同じように、上場しているので、株式と同じように相場の値動きをみながら、取引可能な時間であれば、いつでも売買できます。

- 手数料が安い

一般的な投資信託と比較すると信託報酬は低めに設定されている。

ETFは投資信託と株式投資の両方のメリットを合わせ持っています。

投資信託のように少額の資金で分散投資ができ、株式のようにリアルタイムで売買できます。

上場株式と同じように、**指値注文、成行注文による売買も可能**です。

(13) 一般に、市場金利が上昇すると債券価格は上昇し、市場金利が低下すると債券価格は下落する。

【答え】

正解は②(×)

| 市場金利と債券の価格と利回り |        |         |
|----------------|--------|---------|
| 市場金利 ↑         | 債券価格 ↓ | 債券利回り ↑ |
| 市場金利 ↓         | 債券価格 ↑ | 債券利回り ↓ |

本問の説明は逆となります。  
市場金利が上昇すると、債券価格は下落し、  
市場金利が下落すると、債券価格は上昇します。

(14) 上場株式の売買において、普通取引は約定日の翌営業日に決済が行われる。

【答え】

正解は②(×)

### 『法改正』

上場株式等の受渡日(決算日)は2019年7月16日より約定分より1営業日早まり、取引日から起算して3営業日目(約定日から2営業日後に決済)に変更されました。これに伴い買付や売却の際の入出金も1営業日早まります。

本問では、「約定日の翌営業日に決済」とありますが、正しくは「約定日から起算して3営業日目」となります。

(15) 外貨預金は、預金保険制度による保護の対象とならない。

【答え】

正解は①(○)

[預金保険制度による保護の対象]

●保護対象の預金

→普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等

※その他の保護対象

定期集金・掛金・元本補填契約のある金銭信託・金融債(保護預り専用に限る)などがあります。

※確定拠出年金制度で運用されている預金も、普通預金などと同様に、預金商品は預金保険制度による保護の対象となります。ここは試験に出やすいです。

●保護対象外の商品

外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金・外国銀行に預けた預金等

※外貨預金の問題が特に出題されやすい傾向があります。

外貨預金は国内外の銀行問わずに対象外となります。

(16) 電車・バス等の交通機関を利用して通勤している給与所得者が、勤務先から受ける通勤手当は、所得税法上、月額10万円を限度に非課税とされる。

【答え】

正解は②(×)

電車バス等の交通機関を利用している人が受ける通勤手当は、月額15万円までを限度に所得税が非課税となります。

(17) 確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金を一時金で受け取った場合、当該老齢給付金は、退職所得として所得税の課税対象となる。

【答え】

正解は①(○)

| 確定拠出年金の節税効果 |     |                    |
|-------------|-----|--------------------|
| 拠出時         |     | 小規模企業共済等掛金控除⇒所得税控除 |
| 運用中         |     | 非課税（利息・収益分配金・売却益）  |
| 給付時         | 一時金 | 退職所得控除の適用          |
|             | 年金  | 公的年金等控除の適用         |

個人型確定拠出年金を一時金で受け取った場合、退職所得として所得税の課税対象となり、退職所得控除の適用が可能です。

(18) 夫が生計を一にする妻に係る医療費を支払った場合、妻の合計所得金額が48万円を超えるときは、その支払った医療費は夫に係る所得税の医療費控除の対象とならない。

【答え】

正解は②(×)

医療費控除は、納税者本人または生計を一にする配偶者やその他の親族が医療費を支払った場合に適用できます。

本問では、「妻の合計所得金額が48万円を超えるとき」とありますが、妻の合計所得金額の多寡は関係ありません。  
よって不適切となります。

(19) 所得税法上、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者は、老人扶養親族に該当する。

【答え】

正解は①(○)

| 控除対象扶養親族 |                     | 控除額                          |
|----------|---------------------|------------------------------|
| 一般対象扶養親族 | 扶養家族で<br>16歳以上70歳未満 | 38万円                         |
| 特定扶養親族   | 扶養家族で<br>19歳以上23歳未満 | 63万円                         |
| 老人扶養親族   | 扶養家族で<br>70歳以上      | 同居老親→58万円<br>同居老親以外<br>→48万円 |

老人扶養親族は、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者です。

(20)「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けるためには、同一年中の寄附金の額の合計額が5万円以下でなければならない。

【答え】

正解は②(×)

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、要件を満たせば、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みです。

本特例は、ふるさと納税の自治体が、1年間で5自治体以内であれば、適用可能です。

本問では「寄附金の額の合計額が5万円以下でなければならない」とありますが、寄附金の合計額の多寡は関係ありませんので、不適切となります。

(21) 土地の登記記録の表題部には、所有権に関する事項が記録される。

【答え】

正解は②(×)

| 表題部<br>表示(物理的状況)に関する事項                |
|---------------------------------------|
| ・土地に関する登記記録<br>→所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載 |
| ・建物に関する登記記録<br>→家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載  |

| 権利部<br>権利に関する事項                         |
|-----------------------------------------|
| 甲区:所有権に関する事項<br>→所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載 |
| 乙区:所有権以外の権利に関する事項<br>→抵当権・借地権・賃借権などを記載  |

不動産登記記録の表題部は、土地や建物の物理的状況に関する事項記録されています。

所有権に関する事項が記録されているのは、権利部の甲区となりますので、本問は不適切となります。

(22) 借地借家法上、定期建物賃貸借契約(定期借家契約)を締結するためには、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

【答え】

正解は①(○)

|         | 普通借家権<br>(建物賃借権契約)                                                   | 定期借家権<br>(定期建物賃貸借権契約)                                                               |
|---------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約の締結   | 制限なし(口頭・書面どちらでも契約できる。)                                               | 書面で契約<br>(公正証書でなくても可能)                                                              |
| 契約の存続期間 | 1年以上。<br>1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされる。                                | 契約で定めた期間。<br>1年未満の契約でも契約期間と認められる。                                                   |
| 更新      | 自動更新                                                                 | 更新されず終了<br>※貸主の正当事由は不要                                                              |
| 解約の条件   | 期間終了によって契約も終了。借主が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。 | 契約期間が1年以上の場合、貸主は期間終了の1年～6ヶ月前の間に期間満了で終了する旨を通知しなければならない。<br>もし通知をしなければ契約終了を借主に對抗できない。 |

本問の記述通り、定期建物賃貸借契約(定期借家契約)は、契約の更新がされず期間満了に賃貸借が終了することを、書面で交付し説明しなければなりません。

(23) 建築基準法上、容積率とは、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。

【答え】

正解は②(×)

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

本問の説明は、容積率の説明ではなく、建ぺい率の説明となります。

建ぺい率は、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいいます。

(24)「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」は、自己の居住用家屋の敷地である宅地にのみ適用されるため、賃貸アパートの敷地である宅地については適用されない。

【答え】

正解は②(×)

[固定資産税の課税標準の特例]

|              |                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------|
| 住宅用地の課税標準の特例 | ・小規模住宅用地(200㎡以下の部分)<br>固定資産税=課税標準× $\frac{1}{6}$ ×税率1.4% |
|              | ・一般住宅用地(200㎡超の部分)<br>固定資産税=課税標準× $\frac{1}{3}$ ×税率1.4%   |

※住宅用地の課税標準の特例は、200㎡以下の部分は $\frac{1}{6}$ 、200㎡を超える部分は $\frac{1}{3}$ に軽減する特例です。

住宅用地の課税標準の特例は、自宅の敷地だけでなく、賃貸アパートの敷地、店舗兼住宅も対象です。

(25) 土地の有効活用において、一般に、土地所有者が入居予定の事業会社から建設資金を借り受けて、事業会社の要望に沿った店舗等を建設し、その店舗等を事業会社に賃貸する手法を、事業用定期借地権方式という。

【答え】

正解は②(×)

| 定期借地権方式<br>(一定期間土地を貸して、その地代を得る方式) |                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 概要                                | 土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができる方式 |
| メリット                              | 資金負担や手間がかからない                    |
| デメリット                             | 相続税が課税される場合、他の方法と比べると評価額が高くなる    |

事業用定期借地権方式は、事業用の土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得る方式です。

本問の説明は、建設協力金方式の説明となりますので不適切となります。

建設協力金方式は、建物は土地所有者が建設し、その建物に入居予定のテナントから貸与された保証金等を建設資金の一部または全部に充当して建物を建設する方式で、建設完了後、テナントから保証金を差し引いた賃料を受け取ります。

(26) 子が父親からの贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けた場合、その適用を受けた年以後、子は父親からの贈与により取得した財産について暦年課税を選択することはできない。

【答え】

正解は①(○)

【相続時精算課税を受けた場合の贈与税】

同じ贈与者から相続時精算課税制度を選択した場合の贈与額は特別控除額2,500万円を控除した金額に一律20%乗じて計算されます。

本制度を利用した場合、**暦年課税は選択できません。**

(ただし、本制度以外からの贈与者から贈与を受けた場合は暦年課税が適用されます。)

(27) 相続人が複数いる場合、各相続人は、被相続人の遺言により相続分や遺産分割方法の指定がされていなければ、法定相続分どおりに相続財産を分割しなければならない。

【答え】

正解は②(×)

相続分とは相続人が相続財産をそれぞれが相続する割合のことです。相続分には2種類あり、遺言では相続割合を指定することができます。この指定を第三者に委託することができます。このことを「**指定相続分**」といいます。

遺言で指定されてない場合は、民法で定められた相続分の割合となります。このことを「**法定相続分**」といいます。

しかし、**相続人全員の合意があれば、法定相続分のおりの割合で遺産を分割する必要はありません。**

相続人間での協議により自由に相続割合を決めることは可能です。

|       |            |                          |
|-------|------------|--------------------------|
| 指定相続分 | 遺言による分割    | 法定相続より優先                 |
| 法定相続分 | 民法で定められた分割 | 相続人間で協議<br>(相続人全員の合意が必要) |

(28) 法定相続人である被相続人の兄が相続により財産を取得した場合、その者は相続税額の2割加算の対象となる。

【答え】

正解は①(○)

### 【相続税に2割加算】

相続・遺贈により財産を取得した人が配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人含む)以外の兄弟姉妹はその相続税額に2割相当額が加算されます。

(相続税額＝算出相続額＋算出相続税額×20%)

(29) 相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」の算式により算出される。

【答え】

正解は①(○)

本問の通り、遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」の算式により算出されます。

※遺産に係る基礎控除額の計算は、実技:個人資産相談業務で特に出題されますので、計算式をしっかりと覚えておきましょう。

(30) 相続により特定居住用宅地等と貸付事業用宅地等の2つの宅地を取得した場合、適用対象面積の調整はせず、それぞれの適用対象面積の限度まで「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる。

【答え】

正解は②(×)

[限度面積・減額割合]

| 区分  |             | 限度面積 | 減額割合 |
|-----|-------------|------|------|
| 事業用 | 特定居住用宅地     | 330㎡ | 80%  |
|     | 特定事業用宅地     | 400㎡ | 80%  |
|     | 特定同族会社事業用宅地 | 400㎡ | 80%  |
|     | 貸付事業用宅地     | 200㎡ | 50%  |

※特定居住用宅地と特定事業用宅地を併用する場合、合計730㎡まで適用可能です。

本問の場合

特定居住用宅地と貸付事業用宅地等の両方について、本特例の適用を受ける場合は、適用対象面積の調整計算をする必要があります。

【第2問】 次の各文章((31)~(60))の( )内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)~3)のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(31) Aさんの2021年分の可処分所得の金額は、下記の〈資料〉によれば、( )である。

〈資料〉2021年分のAさんの収入等

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 給与収入    | : 700万円 (給与所得: 520万円) |
| 所得税・住民税 | : 60万円                |
| 社会保険料   | : 100万円               |
| 生命保険料   | : 10万円                |

- 1) 360万円
- 2) 530万円
- 3) 540万円

【答え】

可処分所得とは、全ての収入から、支払い義務がある税金や社会保険料を除いた金額のことをいい、自由に使える手取り収入のことです。

[可処分所得の計算式]

収入金額-(所得税+住民税+社会保険料)=可処分所得

700万円-(60万円+100万円)=540万円

※生命保険料は可処分所得から支払うものなので、可処分所得の計算には含みません。

したがって、正解は 3

(32) 全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができる期間は、任意継続被保険者となった日から最長で( )である。

- 1) 1年間
- 2) 2年間
- 3) 5年間

【答え】

任意継続被保険者は、退職後の医療保険制度の一つです。

退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き**2年間**健康保険の被保険者になります。

(保険料は全額自己負担)。

[要件]

- 1. 健康保険に継続して2ヶ月以上加入
- 2. 退職後20日以内に申請
- 3. 加入期間は**最長2年間**

したがって正解は 2

(33) 雇用保険の育児休業給付金の額は、当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して180日に達するまでは、1支給単位期間当たり、原則として休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の( )相当額となる。

- 1) 50%
- 2) 67%
- 3) 75%

【答え】

| 育児休業給付金の1ヶ月あたりの給付支給額 |                      |
|----------------------|----------------------|
| 育児休業開始から180日まで       | 「休業開始時賃金日額×支給日数の67%」 |
| 育児休業開始から181日以降       | 「休業開始時賃金日額×支給日数の50%」 |

雇用保険の育児休業給付金の額は、育児休業開始から180日に達するまでは「休業開始時賃金日額×支給日数の67%」で計算されます。

( )に入る数字は67%となります。

したがって正解は、2

(34) 2009年4月以後の国民年金の保険料全額免除期間(学生納付特例制度等の適用を受けた期間を除く)は、その( )に相当する月数が老齢基礎年金の年金額に反映される。

- 1) 2分の1
- 2) 3分の1
- 3) 4分の1

【答え】

[保険料免除・納付猶予された期間の年金額]

・全額免除

平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

したがって正解は1 (2分の1)

[備考]

・4分の3免除

平成21年4月分からの保険料の4分の3が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の5/8(平成21年3月分までは1/2)が支給されます。

・半額免除

平成21年4月分からの保険料の2分の1が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の6/8(平成21年3月分までは2/3)が支給されます。

・4分の1免除

平成21年4月分からの保険料の4分の1が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の7/8(平成21年3月分までは5/6)が支給されます。

(35) 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない45歳の妻が遺族厚生年金の受給権のみを取得した場合、妻が65歳に達するまでの間、妻に支給される遺族厚生年金に( )が加算される。

- 1) 中高齢寡婦加算額
- 2) 加給年金額
- 3) 振替加算額

【答え】

中高齢寡婦加算は、下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

・夫が亡くなったとき、**40歳以上65歳未満**で、生計を同じくしている子がいな  
い妻

・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達  
年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)等のため、**遺  
族基礎年金を受給できなくなった場合**  
(妻が65歳になると支給が打ち切られます。)

本問は中高齢寡婦加算の説明となります。

したがって正解は、1

(36) 生命保険の保険料は、純保険料および付加保険料で構成されているが、このうち付加保険料は、( )に基づいて計算される。

- 1) 予定死亡率
- 2) 予定利率
- 3) 予定事業費率

【答え】

生命保険の保険料は純保険料、付加保険料で構成されています。

| 純保険料                                                   | 付加保険料                                       |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 事故などの補償として保険会社が支払う保険金に充てられる部分<br>(予定死亡率、予定利率をもとに計算される) | 保険会社が事業の運営のため、経費などに充てられる部分<br>(予定事業費率を元に計算) |

付加保険料は予定事業費率を元に計算されます。

したがって、正解は 1

(37) 生命保険契約において、契約者(=保険料負担者)が夫、被保険者が( ① )、死亡保険金受取人が( ② )である場合、被保険者の死亡により死亡保険金受取人が受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

- 1) ①妻 ②夫
- 2) ①妻 ②子
- 3) ①夫 ②子

【答え】

| 生命保険契約の死亡保険金 |      |        |      |
|--------------|------|--------|------|
| 契約者          | 被保険者 | 保険金受取人 | 課税対象 |
| 夫            | 夫    | 子      | 相続税  |
| 夫            | 妻    | 夫      | 所得税  |
| 夫            | 妻    | 子      | 贈与税  |

契約者が夫、被保険者が夫、死亡保険金受取人が子の場合、相続税の課税対象となります。

したがって正解は、3

(38) 自動車を運行中にハンドル操作を誤ってガードレールに衝突し、運転者がケガを負った場合に被った損害は、( )による補償の対象となる。

- 1) 対人賠償保険
- 2) 人身傷害(補償)保険
- 3) 自動車損害賠償責任保険

【答え】

人身傷害補償保険は、被保険者が自動車事故で死傷、後遺障害を被った場合に、**示談を待たずに、過失の有無を問わず**、保険金額を限度に損害金の**全額**が支払われる。

運転者自身や同乗者に対しても補償されます。

したがって正解は2

「備考」

●対物賠償保険

被保険自動車の所有、管理に起因して**他人の財物**に損害を与え、損害賠償責任を負うことにより被る損害のうち、自賠責保険で支払われる金額を超える部分が支払われる。

●自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

自動車損害賠償保障法の規定によって一部の例外を除き全ての車に**加入が義務**付けられている強制保険です。

**対人賠償事故のみ**の補償で、被害者1人あたり死亡・後遺障害について、**3000万円**(但し、常に介護を要する重度の後遺障害については**4000万円**)が支払われ、傷害については別に120万円が支払われます。

(39) 個人賠償責任保険(特約)では、被保険者が( )、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害は、補償の対象とならない。

- 1) 買い物中に店の商品を割ってしまい
- 2) 自転車で通学中に歩行者と衝突してケガをさせてしまい
- 3) 職務の遂行中に顧客の服を汚してしまい

【答え】

| 保険名      | 保障対象                                      | 対象例                             |
|----------|-------------------------------------------|---------------------------------|
| 個人賠償責任保険 | 個人を対象とし、日常生活で他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊したりした場合に補償 | ・自転車で人に怪我をさせた<br>・お店で商品を壊してしまった |

個人賠償責任保険は、日常生活における偶発的な事故による賠償責任を補償する保険です。

仕事上の職務遂行に起因する賠償責任は補償対象外となります。

したがって、正解は、3

(40) 医療保険等に付加される先進医療特約では、( )時点において厚生労働大臣により定められている先進医療が給付の対象となる。

- 1) 申込日
- 2) 責任開始日
- 3) 療養を受けた日

【答え】

先進医療特約は、厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、**加入後に新しく認められた**先進医療も支払いの対象です。

よって、**療養を受けた日**において先進医療と承認されている場合は、保険金が支払われます。

したがって、正解は、3

(41) 追加型株式投資信託を基準価額1万500円(1万口当たり)で1万口購入した後、最初の決算時に1万口当たり700円の収益分配金が支払われ、分配落ち後の基準価額が1万200円(1万口当たり)となった場合、その収益分配金のうち、普通分配金は( ① ) であり、元本払戻金(特別分配金)は( ② )である。

- 1) ① 300円 ② 400円
- 2) ① 400円 ② 300円
- 3) ① 500円 ② 200円

【答え】

《株式投資信託の分配金は2種類》

●普通分配金

運用により生じた収益から支払われる利益

・課税される(20.315%=所得税15.315%+住民税5%)

●元本払戻金(特別分配金)

自分は投資した元本の一部が払い戻されるもの。

・課税されない(非課税)

※元本払戻金は、利益が出た分ではなく元本が戻ってきている分なので非課税となります

「用語」

- ・元本とは、運用するための元手のお金。
- ・個別元本とは、投資信託を買った時の値段のこと。
- ・基準価額とは、投資信託の値段のこと。

[本問の場合]

- ・当初の個別元本 10,500円(1万口当たり)
- ・収益分配金(普通分配金+元本払戻金)700円
- ・分配落ち後の基準価額10,200円(1万口当たり)

[計算式]

- ・普通分配金を求める計算

$$10,200\text{円} + 700\text{円} - 10,500\text{円} = 400\text{円 (普通分配金)}$$

・収益分配金とは、普通分配金と元本払戻金を合わせたものなので、収益分配金から普通分配金を差し引くと、元本払戻金が分かります。

$$700\text{円} - 400\text{円} = 300\text{円 (元本払戻金)}$$

つまり、①普通分配金は400円 ②元本払戻金は300円となります。

したがって正解は2

(42) 表面利率(クーポンレート)3%、残存期間5年の固定利付債券を額面100円当たり102円で購入した場合の最終利回り(年率・単利)は、( )である。なお、税金等は考慮しないものとし、答は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入している。

- 1) 2.55%
- 2) 2.94%
- 3) 3.33%

【答え】

最終利回りは、すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回りです。

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$3\% + (100\text{円} - 102\text{円}) \div 5\text{年} = 2.6$$

$$2.6 \div 102\text{円} \times 100 = 2.549\cdots$$

(小数点以下第3位四捨五入)→2.55%

したがって正解は、1

※FP3級試験の傾向

債券の利回りは「直接利回り」「応募者利回り」「最終利回り」「所有期間利回り」の4種類ありますが、FP3級では「最終利回り」が最も試験に出題されやすい傾向にあります。

(43) 株式の投資指標のうち、PBRは( ① )を( ② )で除して算出される。

- 1) ① 株価                      ② 1株当たり純利益
- 2) ① 株価                      ② 1株当たり純資産
- 3) ① 1株当たり純利益   ② 1株当たり純資産

【答え】

●株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標

- ・PBRが高いほど割高
- ・PBRが低いほど割安

(通常、PBRが1倍を上回ると割高・PERが1倍を下回ると割安となります。)

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産(BPS)}$$

$$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$$

したがって正解は、2

(44) オプション取引において、特定の商品を将来の一定期日にあらかじめ決められた価格で買う権利のことを( ① )・オプションといい、他の条件が同じであれば、一般に、満期までの残存期間が長いほど、プレミアム(オプション料)は( ② )なる。

- 1) ① コール ② 高く
- 2) ① コール ② 低く
- 3) ① プット ② 低く

【答え】

●オプション取引とは

将来あらかじめ決められた期日(満期日)または期間内に、予め決められた価格(権利行使価格)で、買うことができる権利 (コール・オプション)または売ることができる権利(プット・オプション)といい、買う権利または売る権利を売買する取引をオプション取引という。

●オプションの権利(2 種類)

- ・コール・オプション = 買う権利
- ・プット・オプション = 売る権利

●プレミアム(オプション料)

プレミアムとは、オプション料のことで、オプションの価格でありオプションがいくらの価値があるかを示すものです。

プレミアムはボラティリティ(価格の変動幅の比率)が大きければプレミアムは高くなり、ボラティリティが小さくなればプレミアムは低くなります。

満期までの期間が長くなると、価格が大きく変動する可能性が高くなる(ボラティリティが高くなる)ため、オプション価格は高くなり、その結果、プレミアム(オプション料)も高くなります。

したがって、正解は、1

(45) 異なる2資産からなるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が  
( ) である場合、分散投資によるリスクの低減効果は最大となる。

- 1) -1
- 2) 0
- 3) +1

【答え】

相関係数とは、2つの資産の関係を示す数値。

1から-1までの数値で表します。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1に近いほど  | 値動きが似ている  |
| 0       | 値動きは無関係   |
| -1に近いほど | 反対の値動きに近い |

異なる2資産からなるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が-1に  
近づくほど、ポートフォリオを組成することによる分散投資の効果は得られ  
る。

分散投資効果が最大となるのは-1です。

したがって正解は1

「備考」

相関係数が0でも分散投資効果は得られます。

(分散投資効果が最大となるのは-1です。)

(46) 所得税における一時所得に係る総収入金額が600万円で、その収入を得るために支出した金額が400万円である場合、総所得金額に算入される一時所得の金額は、( ) である。

- 1) 75万円
- 2) 100万円
- 3) 150万円

【答え】

一時所得とは一時的な性質の所得をいいます。一時所得は総合課税です。懸賞や福引の賞金、競馬競輪の払戻金、生命保険の満期保険金や損害保険の満期返戻金など(宝くじの当選金などは非課税)

計算式

一時所得の金額＝総収入金額-その収入を得るために支出した金額-特別控除額(最高50万円)

総所得金額に算入される一時所得の金額は、上記から1/2が課税対象となります。

[一時所得の計算式]

一時所得=600万円-400万円-50万円=150万円

総所得金額に算入される一時所得の金額=150万円÷1/2=75万円

したがって正解は、1

(47) 所得税において、為替予約を締結していない外貨定期預金の満期による為替差益は、( )として総合課税の対象となる。

- 1) 利子所得
- 2) 一時所得
- 3) 雑所得

【答え】

雑所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得のいずれにも当たらない所得を言います。

[雑所得に該当例]

国民年金、厚生年金、国民年金基金、厚生年金基金、確定拠出年金、生命保険の個人年金、**外貨預金の為替差益**、講演料(事業として行っていないもの)など

[為替差益の課税関係]

- ・預入時の当初から為替予約を締結していた場合→源泉分離課税の対象
- ・預入期間中に為替予約を締結した場合→雑所得として総合課税の対象
- ・為替予約を締結していない場合→**雑所得**として総合課税の対象

したがって、正解は、3

「備考」

- ・為替予約とは

将来のある時点で行う為替取引について、事前に為替レートの数値を予約する取引のこと。為替予約は、外貨建て資産の価値に影響を与える為替変動リスクの低減(ヘッジ)に利用されます。

(48) 下記の〈資料〉において、所得税における不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、他の所得の金額と損益通算が可能な金額は、( )である。

資料＞不動産所得に関する資料

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 総収入金額 | 150万円                                             |
| 必要経費  | 300万円<br>(不動産所得を生ずべき土地等を取得するために要した負債の利子の額10万円を含む) |

- 1) 140万円
- 2) 150万円
- 3) 300万円

【答え】

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[損益通算の対象とならないもの]

●不動産所得

・土地取得のための借入金の利子(建物はOK)

●譲渡所得

- ・生活に通常必要でない資産の譲渡によって生じた損失(別荘・クルーザー・30万円を超える貴金属等・ゴルフの会員権)
- ・土地・建物等の譲渡損失(ただし自分の住む家など、特定の居住用財産の譲渡損失は損益通算できる特例がある)
- ・株式等の譲渡損失(上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能)

[計算式]

- ・総収入金額:150万円
- ・必要経費:300万円

※土地取得のための借入金の利子10万円は損益通算の**対象外**  
必要経費300万円-10万円=290万円が損益通算の対象となります。

損益通算可能な不動産所得の譲渡損失=150万円-290万円=▲140万円

したがって正解は、1

(49) 所得税において、上場株式の配当について配当控除の適用を受けるためには、その配当所得について( )を選択する必要がある。

- 1) 総合課税
- 2) 申告分離課税
- 3) 確定申告不要制度

【答え】

配当所得は株式配当金や余剰金の分配金(公社債投信以外の証券投資信託の分配金)などによる所得のことをいいます。

計算式

配当所得＝収入金額－株式等取得のための負債利子

配当所得を申告する際、「総合課税」「申告分離課税」「申告不要制度」のいずれかを選択します。

※上場株式以外の配当では「総合課税」か「申告不要制度」を選択

| 課税方式         | 方法                             | 長所                  | 短所                                     |
|--------------|--------------------------------|---------------------|----------------------------------------|
| 総合課税<br>(原則) | 総合課税の所得として確定申告をする              | 配当控除の適用あり           | 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない                  |
| 申告分離課税       | 配当所得を個別に計算                     | 上場株式等の譲渡損失との損益通算できる | 配当控除が受けられない                            |
| 申告不要制度       | 20.315%の源泉徴収だけで課税関係を終了することができる | 確定申告の手間がかからない       | ・配当控除が受けられない<br>・上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない |

配当控除の適用を受けるためには、**総合課税**を選択し、他の所得と合わせて所得税の確定申告を行う必要があります。

したがって正解は 1

(50) 所得税の確定申告をしなければならない者は、原則として、所得が生じた年の翌年 の( ① )から( ② )までの間に、納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。

- 1) ① 2月1日    ② 3月15日
- 2) ① 2月16日    ② 3月15日
- 3) ① 2月16日    ② 3月31日

【答え】

所得税の確定申告の提出期限は、原則毎年2月16日～3月15日までの間で、納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければなりません。

したがって正解は 2

(51) 宅地建物取引業法上の媒介契約のうち、( ① )では、依頼者は他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることができるが、( ② )では、依頼者は他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることが禁じられている。

- 1) ① 一般媒介契約 ② 専任媒介契約
- 2) ① 専任媒介契約 ② 一般媒介契約
- 3) ① 専任媒介契約 ② 専属専任媒介契約

【答え】

媒介契約とは、不動産業者に仲介を依頼するにあたり、依頼者と不動産業者の間に結ばれる契約のことです。

[媒介契約は3種類]

|         |              | 一般媒介契約 | 専任媒介契約    | 専属専任媒介契約  |
|---------|--------------|--------|-----------|-----------|
| 依頼主側    | 複数社と契約       | ○      | ×         | ×         |
|         | 自己発見取引       | ○      | ○         | ×         |
| 業者側     | 依頼者への業務報告義務  | なし     | 2週間に1回以上  | 1週間に1回以上  |
|         | 指定流通機構への登録義務 | なし     | 契約日から7日以内 | 契約日から3日以内 |
| 契約の有効期限 |              | 規制なし   | 3ヶ月以内     | 3ヶ月以内     |

複数者と契約が可能なのは、「一般媒介契約」だけなので、①は一般媒介契約が入ります。②の複数者と契約することができないのは、「専任媒介契約」と「専属専任媒介契約」です。よって選択肢は1)しかありません。

したがって正解は 1

(52) 借地借家法上の定期借地権のうち、( )の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。

- 1) 一般定期借地権
- 2) 事業用定期借地権等
- 3) 建物譲渡特約付借地権

【答え】

|         | 一般定期借地権  | 事業用定期借地権            | 建物譲渡特約付借地権 |
|---------|----------|---------------------|------------|
| 契約の存続   | 50年以上    | 10年以上50年未満          | 30年以上      |
| 更新      | 更新なし     | 更新なし                | 更新なし       |
| 利用目的    | 制限なし     | 事業用建物<br>(居住用建物は不可) | 制限なし       |
| 契約方法    | 書面で行う    | 公正証書に限る             | 制限なし       |
| 契約期間終了時 | 原則、更地で返す | 原則、更地で返す            | 建物付きで返す    |

定期借地権の契約方法のうち、事業用定期借地権は、公正証書で締結する必要があります。

したがって正解は 2

(53) 建築基準法上、都市計画区域および準都市計画区域内において、建築物の敷地は、原則として、幅員( ① )以上の道路に( ② )以上接していなければならない。

- 1) ① 4m ② 1m
- 2) ① 4m ② 2m
- 3) ① 6m ② 3m

【答え】

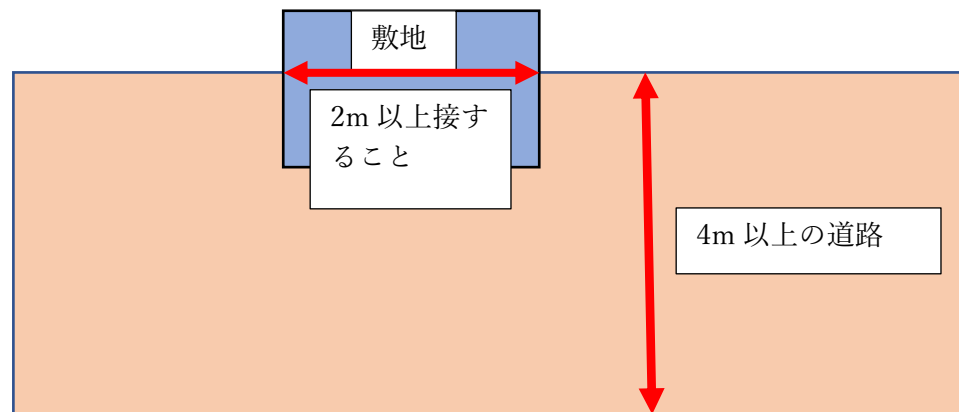
[建築基準法上の道路]

- ・幅員が4m以上の道路。
- ・幅員が4m未満の道路で、建築基準法が施行された時すでに存在し、特定行政庁の指定により例外として認められている道路を2項道路といいます。

[接道義務とセットバック]

・接道義務

建築基準法で定める建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。これを接道義務と言います。



したがって正解は、2

(54) 建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)上、集会においては、区分所有者および議決権の各( )以上の多数により、区分所有建物を取り壊し、その敷地上に新たに建物を建築する旨の決議(建替え決議)をすることができる。

- 1) 3分の2
- 2) 4分の3
- 3) 5分の4

【答え】

●規約(マンションに関するルール)

マンションに関する規約などは集会を開いて決議します。

[集会の決議要件]

分譲マンションでは、年1回以上、管理者が集会の招集をしなければいけません。集会では区分所有法および議決権(専有部分の持分割合)によって決議します。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 集会の招集         | 1/5以上     |
| 一般的事項         | 過半数の賛成    |
| 規約の設定、変更、廃止など | 4分の3以上の賛成 |
| 建替え           | 5分の4以上の賛成 |

したがって正解は、3

(55) 被相続人の居住用家屋およびその敷地を相続により取得した被相続人の長男が、当該家屋およびその敷地を譲渡し、「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」の適用を受けた場合、譲渡所得の金額の計算上、最高( )を控除することができる。

- 1) 2,000万円
- 2) 3,000万円
- 3) 5,000万円

【答え】

【被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例】

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等が、空き家になっていたものを一定期間内に譲渡した場合、その譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

したがって正解は、2

(56) 贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が( ① )以上である配偶者から居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け、所定の要件を満たす場合、贈与税の課税価格から基礎控除額のほかに最高( ② )を控除することができる特例である。

- 1) ① 10年 ② 2,500万円
- 2) ① 10年 ② 2,000万円
- 3) ① 20年 ② 2,000万円

【答え】

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は**最高2,000万円**です。

ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できますので、合計2,110万円までは非課税となります。

【適用要件】

● **婚姻関係が20年以上**あること

婚姻期間は婚姻届けから贈与の日までをいいますので入籍していない期間は除かれます。1年未満場合の端数は切り捨てとなります。

● 同一配偶者間で一度のみ。

過去に同一配偶者からのこの特例での贈与を受けていないこと。

●贈与の対象財産は、国内にある居住用の土地、借地権、家屋です。なお、土地のみや家屋のみ、また増築も家屋に含まれ、対象となります。または居住用不動産を取得するための金銭も対象です。  
ただし、事業用は対象外です。  
居住用でない部分が含まれた「店舗兼用住宅」の贈与を受けた場合は居住用部分のみが控除の適用となります。  
ただし、居住用部分の面積が贈与された土地や建物の総面積の9/10以上であれば、全体が適用要件となります。

●贈与を受けた配偶者は贈与を受け、取得した翌年3月15日までにその居住用不動産に居住し、その後も引き続き居住する見込みがあることが必要です。また金銭贈与の場合は居住用不動産を取得し、居住しなければなりません。居住用不動産の贈与と同様でその後も引き続き居住する見込みがあることが必要です。

「まとめ」

贈与税の配偶者控除は、婚姻期間20年以上などの一定の要件を満たす場合に、最高2,000万円の控除ができます。

したがって正解は、3

(57) 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた場合、受贈者1人につき( ① )までは贈与税が非課税となるが、学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については、( ② )が限度となる。

- 1) ① 1,000万円 ② 500万円
- 2) ① 1,500万円 ② 500万円
- 3) ① 1,500万円 ② 1,000万円

**【答え】**

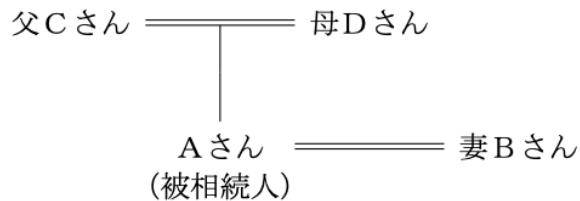
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受けた場合、受贈者1人につき**1,500万円**までは贈与税が非課税となります。

教育資金は「学校等に支払われる金銭」と「学校以外に支払われる金銭」に大別されます。このうち、「学校以外に支払われる金銭」は、**500万円**が限度となります。

したがって正解は、2

(58) 下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続における妻Bさんの法定相続分は、( )である。

〈親族関係図〉



- 1) 2分の1
- 2) 3分の2
- 3) 4分の3

【答え】

【法定相続分】

民法に定められ相続割合で、相続するには相続人の優先順位があります。常に相続人となるのは正式に婚姻関係のある配偶者で、内縁配偶者の相続権は認められていません。相続人とは被相続人から財産を引き継ぐことのできる一定範囲の血族関係者です。

#### ●相続人の範囲と順位、法定相続分

| 配偶者のみ |                       | 相続分すべて  |     |        |
|-------|-----------------------|---------|-----|--------|
| 順位    | 範囲                    | 法定相続分   | 配偶者 | 配偶者なし  |
| 第1順位  | 子                     | 1/2で均等分 | 1/2 | すべてを均等 |
| 第2順位  | 直系尊属<br>父母・祖父母<br>の順  | 1/3で均等分 | 2/3 | すべてを均等 |
| 第3順位  | 兄弟姉妹<br>第1,第2がい<br>ない | 1/4で均等分 | 3/4 | すべてを均等 |

本問の、配偶者と直系尊属が相続人の場合、配偶者の相続分は3分の2、直系尊属の相続分は3分の1です。

妻Bさんの法定相続分は、3分の2です。

したがって正解は、2

(59) 公正証書遺言を作成する場合、証人( ① )以上の立会いが必要であるが、遺言者の推定相続人は、この証人になること( ② )。

- 1) ① 1人 ② ができる
- 2) ① 2人 ② ができ
- 3) ① 2人 ② はできない

【答え】

[遺言の種類]

遺言(普通方式遺言)には、3種類があります。

|        | 作成方法                                                                                      | 証人   | 検認※                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------|
| 自筆証書遺言 | 遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書し押印する。<br>遺言の全文は手書きで書く必要ありましたが、法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。 | 不要   | 必要<br>(自筆証書遺言保管制度を利用し、法務局に保管した場合は検認不要となります。<br>法改正:2020年7月1日以降) |
| 公正証書遺言 | 公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する。                                                          | 2人以上 | 不要                                                              |
| 秘密証書遺言 | 遺言者が遺言書を作成し、署名押印し、封印。公証人が日付等を記入する。パソコンや代筆も可能。                                             | 2人以上 | 必要                                                              |

※検認とは、遺言書の偽造等を防止するための手続きで家庭裁判所が遺言書の内容を確認します。

公正証書遺言は、公証人2名以上の立会いが必要です。  
推定相続人や受贈者は証人になることはできません。

したがって正解は、3

(60) 貸家建付地の相続税評価額は、( )の算式により算出される。

- 1) 自用地としての価額 $\times$ (1-借地権割合 $\times$ 賃貸割合)
- 2) 自用地としての価額 $\times$ (1-借家権割合 $\times$ 賃貸割合)
- 3) 自用地としての価額 $\times$ (1-借地権割合 $\times$ 借家権割合 $\times$ 賃貸割合)

【答え】

|                                          |                                                                        |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <b>貸家建付地</b><br>→自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること | 貸家建付地評価額=<br>自用地評価額 $\times$ (1-借地権割合 $\times$<br>借家権割合 $\times$ 賃貸割合) |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|

したがって正解は、3

「備考」

宅地とは、建物の敷地として用いられる土地をいいます。

宅地は自用地、借地権、貸宅地、貸家建付地の4つに分類されます

| 区分                                       | 計算式                                                                    |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <b>自用地</b><br>→土地の所有者が自己で使用している土地        | 自用地評価額=<br>路線価 $\times$ 奥行価格補正率 $\times$ 地積                            |
| <b>借地権</b><br>→借地権が設定されている土地を借りて使用する権利   | 借地権評価額=<br>自用地評価額 $\times$ 借地権割合                                       |
| <b>貸宅地</b><br>→借地権が設定されている宅地を貸宅地といいます。   | 貸宅地評価額=<br>自用地評価額 $\times$ (1-借地権割合)                                   |
| <b>貸家建付地</b><br>→自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること | 貸家建付地評価額=<br>自用地評価額 $\times$ (1-借地権割合 $\times$<br>借家権割合 $\times$ 賃貸割合) |